

**公益財団法人田口福寿会夢奨学金支給規程**  
**(児童養護施設退所者等奨学金)**

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人田口福寿会定款第4条の規定に基づき、児童養護施設退所者等に対する奨学金（「田口福寿会夢奨学金」という。）の支給に関して定めることを目的とする。

(奨学金の対象者)

第2条 田口福寿会夢奨学金（以下「奨学金」という。）の支給対象者は、次の第1号から第5号までのすべてに該当する者または第6号に該当する者でなければならない。

- (1) 岐阜県内の児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設または自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」という。）に入所中またはこれらを退所した者もしくは里親またはファミリーホーム（以下「里親等」という。）に委託中または委託を解除された者であること
- (2) 国内の大学、短期大学または専修学校（以下「大学等」という。）に在学する者であること
- (3) 自立をめざし夢に向かって進む意欲のある者で、保護者等からの経済的支援が見込まれず、学資の支弁が困難であること
- (4) 岐阜県社会福祉協議会の児童養護施設退所者等自立支援資金の貸し付けを受ける者であること（特別の事情のある場合を除く。）
- (5) 他の奨学金（入学一時金のための奨学金、日本学生支援機構からの奨学金及び大学の授業料免除等の学内奨学金その他会長の指定するものを除く。）の支給を受けない者であること
- (6) 岐阜県内の高等学校を卒業し、一般財団法人教育支援グローバル基金の行う「ジャパン未来スカラーシップ・プログラム」に参加した者であって、(2)(3)(5)のすべてに該当する者であること

(支給金額等)

第3条 奨学金は、大学等入学一時金300,000円、月額奨学金50,000円とする。

2 奨学金の支給期間は、正規の最短就学期間とする。ただし、前条第6号に該当する者については、大学等の2年次以降の正規の最短就学期間とする。

3 奨学金は、第9条に規定する場合を除き返還することを要しない。

(申請手続き)

第4条 奨学金の支給を受けようとする者は、次の申請書等を提出するものとする。ただし第2条第6号に該当する者に係る提出書類については、会長が別に定める。

- (1) 田口福寿会夢奨学金支給申請書

- (2) 児童養護施設等の施設長の推薦書又は里親等の推薦書
- (3) 高等学校の成績証明書
- (4) 住民票の写し

(選考)

第5条 奨学生の選考は、当財団の事業助成委員会による書類選考を経て、理事会において内定者を定めるものとする。

- 2 前項の選考は、高等学校3年次の11月末までに行う。ただし、第2条第6号に該当する者についての選考は、大学等1年次の11月末までに行う。
- 3 第1項の内定者が、大学等に入学し必要書類を提出した場合、奨学生として決定するものとする。

(報告義務)

第6条 奨学生は、毎年度終了後速やかに、学業成績表及び在学証明書（卒業の場合は卒業証明書）並びに近況報告書を提出しなければならない。

- 2 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに書面で届け出なければならない。
  - (1) 退学または転学したとき
  - (2) 停学その他の処分を受けたとき
  - (3) 留年になったとき
  - (4) 休学または長期にわたり欠席するとき

(奨学金の支給停止)

第7条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、会長は、事業助成委員会に諮り奨学金の支給を停止することができる。

- (1) 休学または長期にわたり欠席するとき
- (2) 留年になったとき
- (3) 学業または素行の状況により奨学金の支給継続が適当でないと認められるとき
- 2 前項の規定により奨学金の支給を停止された者は、その理由が止んだときは、奨学金の支給の復活を申請することができる。

(奨学金の支給廃止)

第8条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、会長は、事業助成委員会に諮り奨学金の支給を廃止することができる。

- (1) 退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 学業成績または素行が不良と認められるとき
- (4) 奨学金を必要としない事由が生じたとき
- (5) 提出書類に虚偽があったとき
- (6) その他奨学生として適当でないと認められるとき

(奨学金の返還)

第9条 会長は、奨学生が前条の規定により奨学金の支給を廃止された場合、支給した奨学金の全部または一部の返還を求めることができる。

(委任)

第10条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月24日から施行し、平成31年度大学等入学者から適用する。

附 則

この規程は、2019年3月12日から施行し、2020年度大学等入学者から適用する。ただし、第2条第6号に該当する者に関する改正部分は、2020年4月に大学等の第2学年となる者から適用する。

附 則

この規程は、2019年4月24日から施行し、2020年度大学等入学者から適用する。